

飯塚市子どもの居場所づくり（子ども食堂コーディネーター）業務委託
プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

飯塚市子どもの居場所づくり（子ども食堂コーディネーター）業務委託

(2) 業務の目的

本事業は、貧困等の困難を抱える子どもを地域で見守り支援していく環境を整えることを目的に、コーディネートするための人材を配置し、飯塚市内において主に食事の提供を行う子どもの居場所の創設支援、運営支援及び行政機関や各種関係団体との連携推進を行うものである。

(3) 業務内容

別紙の本件仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和5年3月31日まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

2 業務に関する費用(見積限度額)

591,500円（消費税及び地方消費税を除く）

3 参加資格

次の各号に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 事業の目的を理解し、飯塚市内に活動拠点を持つ団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと
- (4) 飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されているものにあたっては、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年飯塚市告示第28号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に規定する暴力団または暴力団員等ではないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 スケジュール

内 容	日 時
募集要領等の公表	6月17日(金)
質問受付期限	7月4日(月)午後5時15分
質問回答期限	7月8日(金)
参加表明書の提出期限	7月13日(水)午後5時15分
事前審査実施連絡 (参加希望者が5者以上のときのみ)	7月15日(金)午後5時15分
企画提案書等の提出期限	7月19日(火)午後5時15分
事前審査(参加希望者が5者以上のときのみ)	7月25日(月) ※くじ引きを行う場合は7月26日(火)
事前審査結果通知	7月29日(金)午後5時15分
プレゼンテーション審査	8月4日(木) ※くじ引きを行う場合は8月5日(金)
プレゼンテーション審査の結果通知および公表	8月5日(金)
契約締結	8月中旬

※日時は変更する場合がある。

5 説明会

説明会は実施しない。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

① 受付期限

「4 スケジュール」のとおりとする。

② 提出方法

質問票(様式7)により、「14 担当部署」に記載のメールアドレス宛てに送信し、その旨を「14 担当部署」に記載の電話番号に電話にて連絡のこと。電話及び直接来庁による質問には応じない。

(2) 質問に対する回答

「4 スケジュール」までに電子メールで回答し、後日市公式ホームページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

(1) 提出方法

持参又は書留郵便によること。なお、持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(2) 提出書類

① 参加表明書(様式1)

② 企画提案書(様式2)

- ③ 会社(団体)概要書(様式3)
 - ④ 役員等名簿及び照会承諾書(様式4)
 - ⑤ 業務実施体制(様式5)
 - ⑥ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(写しでも可)
提出日前3ヶ月以内発行のもの。
 - ⑦ 直近決算の財務諸表
 - ⑧ 国税、県税及び市税の納税証明書。提出日前3ヶ月以内発行のもの。
(滞納がないことを証明できるもの。写しでも可)
 - ⑨ 印鑑証明書(原本のみ)。提出日前3ヶ月以内発行のもの。
 - ⑩ 委任状(任意様式) ※支店・営業所等を代理人とする場合
※飯塚市有資格者名簿登載者は、⑥⑦⑧⑨の提出は不要
※法人(団体)以外は、③④⑥⑦の提出は不要
- (3) 様式の取得
市公式ホームページよりダウンロードすること。
- (4) 提出部数
各9部(原本1部、副本として、上記②③⑤を8部)
原本にのみ参加希望者名(会社名)、代表者名を記載し、代表社印の押印をすること。
副本には参加希望者名等(ロゴ等、参加希望者が特定される物を含む)の記載は一切行わないこと。
- (5) 提出期限
「4 スケジュール」の日時のおりとする。(必着)
- (6) プロポーザル参加の辞退
プロポーザルの参加を辞退する場合は、辞退届(様式6)により行うものとする。
提出期限は8月1日(月)午後5時15分とし、提出方法は上記(1)と同様とする。
- (7) 提出先・問合せ先
「14 担当部署」参照

8 企画提案書(様式2)作成上の留意事項

- (1) 仕様書の業務内容を反映した提案を行うこと。
- (2) 16頁以内、10ポイント以上、A4サイズ、長辺綴じとする。
- (3) 表紙・目次・本編で構成し、わかりやすく平易な表現を用いること。
- (4) 「10 審査基準及び配点」の審査項目を参照のうえ作成すること。

9 審査方法

提案書類等の審査は、飯塚市子どもの居場所づくり(子ども食堂コーディネーター)業務委託業者審査委員会(以下「委員会」という。)において行う。

(1) 事前審査

- ① 参加希望者が5者以上となった場合は、事前審査を実施し、概ね4者を選定する。事前審査は提案書等に基づいて書面審査する。なお、参加希望者が4者以下の場合は事前審査を実施しない。

② 審査結果は、「4 スケジュール」の日時までに事前審査通過者のみに電話にて連絡のうえ、参加希望者全員に書面により結果を通知する。なお、参加希望者は事前審査の実施について一切の異議申し立てはできない。

(2) プレゼンテーション審査

① 実施日は、「4 スケジュール」のとおりとする。(実施場所及び時間等の詳細は電話及びメールにて連絡する。)

② プレゼンテーションの時間は1者につき20分以内とし、10分程度の質疑応答時間を設ける。(参加希望者名は伏せて行う。)

③ 参加人数は2名以内とする。

④ プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する際は参加希望者が準備することとし、事前にその旨を申し出ること。なお、スクリーン、プロジェクターについては飯塚市が準備する。

⑤ プレゼンテーション審査は非公開とする。

(3) プレゼンテーション審査手順

「10 審査基準及び配点」に基づき採点し、最高得点の参加希望者を受託候補者として決定する。採点にあたっては、委員会委員がそれぞれ採点し、それらの合計点により点数を算出する。

ただし、最高得点の参加希望者の合計点が満点の6割に満たない場合は選考対象とせず、再度公募する。

なお、最高得点同数が2者以上ある場合は、以下のとおりとする。

ア 「10 審査基準及び配点の1」の得点上位者を受託候補者とする。

イ アにより得点同数がある場合は、当該得点同数者によるくじにて受託候補者を決定する。

(4) プレゼンテーション審査結果の通知

審査の結果については、すべての参加希望者に書面で通知を行う。なお、参加希望者はプレゼンテーション審査の実施について一切の異議申し立てはできない。

(5) プレゼンテーション審査結果の公表

審査の結果については、審査終了後、以下の内容について市公式ホームページにて公表する。

①受託候補者の名称、所在地、総得点

②受託候補者以外の総得点(社名等は非公開とする。)

10 審査基準及び配点

	審査項目	評価内容	配点		
1	企画提案内容について	業務の趣旨	・事業の趣旨を理解しているか。	5	
		現状理解	・飯塚市の子ども居場所の現状を理解しているか。	5	
		連携協力	・市や関係機関等との連携、協力を図る意志があるか。	5	
		知識・経験	・子どもの居場所の創設・運営に関する知識や経験があるか。	5	
		実現性	各業務内容について、実現可能な企画提案となっているか。		
			・創業支援	5	
			・運営支援	5	
			・ネットワーク体制の構築	5	
			・広報支援	5	
			・研修・講習会等の企画運営	5	
		効果性	各業務内容について、効果的な企画提案となっているか。		
			・創業支援	5	
			・運営支援	5	
			・ネットワーク体制の構築	5	
・広報支援	5				
・研修・講習会等の企画運営	5				
独自提案	・仕様書に記載の業務内容以外にさらなる事業効果が期待できるような独自の提案があり、実現可能、かつ効果的なものとなっているか。	10			
2	団体の体制	・仕様書に示した職員配置が可能か。(現実的で無理のない継続可能なスタッフ体制であるか。)	5		
		・事業実施に適切な拠点を有し、実施体制及び実施方法は業務の円滑な進行や目的の遂行にあたり適切か。	10		
3	見積金額	・提案された内容が適切に積算された見積金額となっているか。	5		
合 計			100		

1 1 失格事項

次のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合、または満たさなくなった場合
- (2) 要領に定められた提出方法、提出期限などに適合していない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
- (4) 契約が締結できない又は締結の意思が認められない場合
- (5) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (6) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止要綱（平成 19 年告示第 28 号）の規定に該当する行為が認められた場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為が認められた場合
- (8) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

1 2 契約

受託候補者と協議が整い次第、速やかに契約の手続きを進めるものとする。なお、提案内容は、発注者と受託候補者との協議により必要が生じた場合に修正することがある。受託候補者が契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合においては、次席者と契約の手続きを進めるものとする。

1 3 その他留意事項

- (1) 提出された参加表明書及び提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載された内容の変更及び追加書類の提出は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は最適任者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された提案書等については、飯塚市情報公開条例第 8 条第 1 項第 2 号によるものを除き、原則公開とする。
- (6) 審査に関する経緯・内容・結果に関する問い合わせは一切回答しない。また、異議申し立てはできないものとする。
- (7) プロポーザルの参加、資料の作成、提出等に要する費用は参加者の負担とする。

1 4 担当部署

飯塚市福祉部子育て支援課（担当 加藤）
〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
E-mail kosodate@city.iizuka.lg.jp
電話番号 0948-22-5500（内線 1125）
FAX 番号 0948-21-9508